

2月26日 資料

白馬村公共下水道受益者負担金に関する条例
等の改正内容説明会 資料

平成29年2月

白馬村役場 上下水道課

【 経 緯 】

〔公共下水道の整備の経過〕

白馬村の公共下水道事業は、昭和59年に下水道整備に関するアンケート調査を実施し、80%の村民が「豊かな自然を守り、衛生的な文化生活を営むための下水道整備」を望んでいるとの結果を受け、昭和63年に公共下水道事業計画を策定し、平成元年度から国の事業認可を受け下水道の整備を開始しました。

大出地籍の姫川端に終末処理場（白馬村浄化センター）を建設し、大出・白馬町から下水道管の整備を行ない、平成5年8月に一部地域の下水道の供用を開始しました。

以降、第1期（事業年度：平成元年度～6年度）、第2期（同：平成7年度～10年度）、第3期（同：平成11年度～17年度）と下水道管の布設工事を進めてきました。

下水道管の布設工事を実施する前に各地区において事業説明会を開催し、事業内容・下水道使用料金・受益者負担金に関する説明を行ないました。

〔受益者負担金〕

賦課の経過と収納状況

平成4年度において、都市計画法第75条に規定する「受益者負担金」の単価を1㎡あたり900円に決定し、平成6年度から受益者負担金の賦課・徴収を開始しました。

受益者負担金の賦課を行なうにあたり、以下の手順で受益地の把握を行ないました。

①条例に基づく供用開始の公告

②該当区域内の地権者の方々へ供用開始をお知らせ

③条例に基づく賦課対象区域の公告

④下水道管を敷設した区域の公図から受益地候補を抽出し、受益者ごとの受益者申告書を作成

⑤受益者との申告相談会等を開催し、受益地の確認を行ない申告書を收受

この際に、徴収猶予地・減免対象地の申請を收受

⑥徴収猶予地・減免対象地の申請内容の確認作業を行ない、受益者負担金を賦課する対象地を決定し、受益者負担金決定通知・納付書を送付

この様な手順で事務を行なっていましたが、公図を基に対象地の把握を行なったため、公図混乱区域、公図の縮尺が1200分の1の区域では、現地の把握が困難な区域が存在したため事務処理も困難を極めました。

受益者負担金を賦課して5年目となる平成10年度末（第2期計画の終了年度）の受益者負担金の未納額は4,580万円余りとなり、平成12年度末では8,740万円余りの金額となりました。

〔加入分担金制度〕

制定の経過とその内容

受益者負担金の未納が増加する状況の中、担当課では多額の未収金対策として受益地の賦課方法について検討を行ない、結果、下水道に接続する際に徴収する「加入分担金」制度を制定するため、関連する条例規則の改正を行ない、平成13年4月1日から施行しました。

この制度は、

- ①施行日以降に受益者負担金を賦課する区域内の1,000㎡を超える社会体育施設（グラウンド、テニスコート、運動場等）、山林、原野について受益者負担金に替えて加入分担金を下水道加入時に賦課徴収する
- ②下水道に接続していない土地で受益者負担金を3年以上支払っていないときは受益者負担金に替えて加入分担金を下水道加入時に賦課徴収する
- ③加入分担金の未納者には下水道への接続を認めない
- ④加入分担金の単価は1,350円

といった内容でした。

〔3つの負担金・分担金〕

下水道が使用できる区域（以下「排水区域」と言います）の中に、受益者負担金に加え加入分担金という分担金があったことから、土地を所有する方、土地を転売等により取得された方や事務を担当する担当課の職員にとっても、受益者負担金を納めていただく土地なのか加入分担金を納めていただく土地なのかといった混乱が生じ、誤った賦課をするケースや、土地を転売によって取得した方の一部には1,350円といった単価について理解してもらうため、担当者が苦慮するケースもありました。

また、下水道を使用できない区域（以下「排水区域外」と言います）から下水道を利用するための「区域外流入分担金」といった制度もあることから、公共下水道に関して3つの負担金・分担金の制度がある状況となりました。

〔受益者負担金事務の総点検〕

事務改善報告書と今後の方向性

平成26年3月に、受益者負担金における過去の事務処理状況と業務の総点検結果をまとめた“事務改善報告書”がまとめられ、同年5月には村内3会場において事務改善報告書に基づき説明会が開催されました。説明会では事務改善報告書の概要版が配布され、その中に“受益者負担金事務の改善の方向”が記載されておりその内容は

- 1 賦課に関すること
- 2 徴収に関すること
- 3 土地の管理に関すること
- 4 その他

の大分類でくくられ、それぞれの事務における改善の方向性が示されており、「4その他」の②として加入分担金賦課の項目があります。

日本下水道事業団研修センターの所見

また、「白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例（以下「条例」と言います）」、「白馬村下水道加入分担金徴収規則（以下「規則」と言います）」を改正するためには専門家からの意見が必要と考え、下水道事業の受益者負担金事務に精通する日本下水道事業団研修センターの専門家の意見をお聞きし、専門家からは以下の所見をいただきました。

- ① 条例第6条（負担金の賦課及び徴収）に規定する「白馬村下水道加入分担金徴収規則」については、地方自治法228条（分担金等に関する規制及び罰則）第1項の規定に抵触する虞がある。
- ② 条例第11条（未納金等の取扱い）の規定は、債権の時効に関する法の趣旨に抵触する虞がある。
- ③ 規則第1条（目的）この規則は、一途中省略一、加入分担金を徴収することを目的とする。という、規則の趣旨そのものが地方自治法228条の規定に抵触する虞がある。

※虞（おそれ）＝心配する という意味

関係機関等からのご支援ご指導をいただきながら事務を進め、今回、“受益者負担金事務の改善の方向”の加入分担金制度の項目に記載の下から2項目

- ① 加入分担金の賦課対象地とした、1,000㎡を超える社会体育施設（グラウンド、テニスコート、運動場等）、山林、原野については、排水区域から除外することを検討。
- ② 加入分担金制度は多くの問題をはらんでいることから制度の見直しを検討。について、示された内容に基づき改正を行なうことといたしました。

【 改正の内容 】

〔加入分担金制度の廃止〕

改正前の排水区域内には、“受益者負担金”、“加入分担金”という2つの制度が存在し、土地を所有される方をはじめ担当課職員にも解りにくく土地所有者に理解を得るのに苦労していたこと、日本下水道事業団による外部評価結果も踏まえ、2つの制度を簡素化し解りやすくするため、今回条例の改正等を行い、本年4月1日から加入分担金制度を廃止し、排水区域内は受益者負担金のみといたします。

〔排水区域の見直し〕

白馬村が公共下水道事業に着手した頃は、全国的には都市部での事業実施が主であって、白馬村の様な地方都市では実施が殆どない状況であったことから、都市部の例を参考に下水道管が埋められる道路に接する土地はすべて排水区域としました。

現在では、山林・原野等家を建てる計画の無い土地を排水区域外とすることが全国的な傾向となっています。

以上のことから、白馬村でも排水区域の見直しを行なうこととし、その内容は、平成13年4月1日以降に加入分担金の対象地とした土地は、下水道が使用できるようになってから10年以上経過した現在でも当時と同じ状態であることから、排水区域から外すよう事務を進めており、この土地に家を建てる際に区域外流入分担金（1㎡あたり900円）を納付していただくことといたしました。

なお、受益者負担金を現に賦課し、受益者負担金を3年以上支払っていなく加入分担金に賦課を替えた土地につきましては、一度受益者負担金を賦課したことから、排水区域内のままとします。

【 その他 】

〔徴収猶予〕

下水道が使用できる区域の中の農地につきましては、受益者負担金の徴収を猶予してきました。

農地につきましては、今回の排水区域の見直しの対象地とはせずに、この取り扱いを今後も継続いたします。

その様なことから、徴収猶予となっている農地を所有される方につきましては、引き続き徴収猶予の更新申請を行なっていただきます。

〔受益者負担金としても徴収できなくなる額〕

今回、加入分担金を廃止したことにより受益者負担金としても徴収できなくなる額は7,802万8,050円となります。

これは、排水区域内のままとする“下水道に接続していない土地で受益者負担金を3年以上支払っていない土地”が該当します。

白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例の改正か所

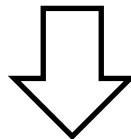
[改正前の条文]

(負担金の賦課及び徴収)

第6条 村長は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。ただし、平成13年4月1日以降新たに賦課対象区域となった区域内における1000平方メートル以上の社会体育施設用地（建築物を有するものを除く。）及び賦課対象区域内の地目が山林、原野（山林としての形状を有しているものに限る。）である土地については負担金の賦課に替え、村長が別に定める白馬村下水道加入分担金徴収規則（平成13年規則第6号。以下「加入金規則」という。）により賦課をするものとする。

(未納金等の取扱い)

第11条 排水設備を下水道に接続しない土地で負担金の一部又は全部を3年経過しても支払わないときは、加入金規則に賦課替えをすることができるものとする。



[改正後の条文（改正前の条文のアンダーライン部分を削除します。）]

(負担金の賦課及び徴収)

第6条 村長は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

(未納金等の取扱い)

第11条 (削除)

白馬村下水道加入分担金徴収規則は廃止